

# 社宅改修事業補助金について

市内の空き家を有効活用し、  
市外から会社へ通勤する  
従業員の安芸高田市内への  
定住促進を図るため  
事業者が行う  
社宅の目的に供す空き家の  
改修経費に対し予算の範囲内  
において補助金を交付します。



※事業者とは、法人格を有し、安芸高田市内に事業所を有する団体をいう。ただし、国、地方公共団体及びその関係機関は除く

## 補助事業の内容

- 1 会社に雇用された市外の従業員の居住を目的として、会社が賃貸又は購入等により取得した市内の空き家を、機能の回復又は向上を目的として、改築・増築・修繕・模様替え・設備改善を行うこと
- 2 住宅を改修する工事が市内業者であること
- 3 3年以内に空き家情報バンク登録データベースに登録されていた空き家を利用した社宅であること
- 4 空き家を改修した社宅に市内へ転入した従業員が入居していること
- 5 空き家を社宅目的に工事した改修費用が200万円以上の場合に限る

## 補助金額

補助金額 定額 50万円

# 事業の実施方法

## 交付申請

この補助金を受けようとする方は、次に掲げる書類を添え、従業員が入居した日から3ヶ月までに提出してください。

提出先 安芸高田市役所 建設部住宅政策課  
住所：安芸高田市吉田町吉田 791  
TEL：0826-47-1202 FAX0826-47-1206

※予算の範囲内で補助金を交付しますので、予算がない場合は補助金の交付ができませんのでご了承ください。

### 【提出書類】

- 1 補助金交付申請兼実績報告書
- 2 社宅の売買契約書及び領収書の写し又は賃貸借契約書の写し
- 3 社宅の位置図・平面図（改修工事図面）等
- 4 社宅改修工事前及び完成の写真
- 5 社宅の改修費用の内訳が確認できるもの
- 6 社宅の登記簿謄本
- 7 所有者との社宅改修工事承諾書（所有者と賃貸借契約した場合に限る。）
- 8 直近の地方税等納税証明書
- 9 社宅として利用していることが確認できる書類
- 10 社宅へ入居した従業員の住民票の写し
- 11 その他市長が必要と認める書類

## 補助金の請求

補助金の額の確定通知を受けましたら、請求書に捺印して安芸高田市建設部住宅政策課へ持参又は郵送してください。

請求書が提出された後、補助金を交付します。

【提出書類】

- 1 請求書（様式第4号）

## 事業完了後の留意

- ① 交付決定の取消、補助金の返還について

補助金の交付を受けた日から5年を経過するまでに、社宅とは異なった目的に利用したり、補助の対象社宅を取り壊し、又は売却等、補助金等の交付の決定の内容又はこれに附した条件等に基づく市長の処分に違反したときは、交付の決定を取消し、補助金の返還を命じることがあります。

## 社宅改修事業補助金申請の手続きの流れ

